

介護保険施設サービス等における 食費・居住費が軽減されます

～ 負担限度額認定申請について ～

介護保険では、施設サービス（ショートステイ含む）における食費及び居住費（滞在費）が保険給付の対象外となっており、原則として利用者が全額自己負担することになっています。この負担を軽減するため、市町村民税世帯非課税等の低所得の方についてはその所得等に応じた負担の限度額が設定されています。対象となる利用者は限度額までを負担し、限度額を超える部分は補足給付（特定入所者介護サービス費等）として町が直接事業者へ支払います（現物給付）。

この適用を受けるためには、町に申請して「負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。
負担限度額認定は、申請日の月の初日または転入日の遅いほうに遡り、効力を有します。

1. 軽減の対象となる食費・居住費（滞在費）

- ・介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設サービス
- ・介護療養型医療施設サービス（介護保険適用の病床）
- ・短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）

⇒食費・居住費（滞在費）

※通所介護及び通所リハビリテーションの食費は、負担限度額の対象になりません。

2. 軽減の対象となる人及び負担限度額

軽減の対象となるのは市町村民税世帯非課税（世帯を分離している配偶者を含む）の方でかつ、預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下である方です。収入や所得の状況に応じて区分された利用者負担段階ごとに限度額が設けられています。

平成28年8月からは、利用者負担段階の第2段階と第3段階とを区別する年金収入などに、非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定されます。

★別表1の第1段階から第3段階について居住費及び食費の負担限度額が設定され、利用者負担は負担限度額までとなります（第4段階の方は軽減されません）。限度額を超えた分は介護保険から施設または事業者へ支給されます。

★別表1（第1段階～第3段階の方が軽減の対象となります。金額は日額です。）

| 利用者負担段階 | 該当要件等 | 居住費（滞在費）※日額 | | | | 食費 ※日額 |
|---------------|---|-------------|--------------|--------------------|------|-----------|
| | | ユニット型 個室 | ユニット型 準個室 | 従来型 個室（注1） | 多床室 | |
| 第1段階 | ①住民税非課税世帯（世帯を分離した配偶者を含む）かつ老齢福祉年金を受けている方、または②生活保護を受けている方 | 820円 | 490円 | 490円 (320円) | 0円 | 300円 |
| 第2段階 | 住民税非課税世帯（世帯を分離した配偶者を含む）で「合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入額の合計額が80万円以下」の方 | 820円 | 490円 | 490円 (420円) | 370円 | 390円 |
| 第3段階 | 住民税非課税世帯で第2段階に該当しない方 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 (820円) | 370円 | 650円 |
| 第4段階 基準費用額 | ①同じ世帯内に住民税課税者はいるが本人は住民税非課税の方、または②住民税を課税されている方 | 1,970円 | 1,640円 | 1,640円 (1,150円) | 840円 | 1,380円 |

注1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と短期入所生活介護の場合、従来型個室の居住費（滞在費）は第1段階（320円）、第2段階（420円）、第3段階（820円）、第4段階（1,150円）となります。

3. 利用者負担軽減の手続き方法（適用開始は申請を受け付けた月の初日または転入日の遅いほうに遡ります。）

(1) 介護保険施設へ入所する方、すでに入所している方、ショートステイを利用する方で、第1段階～第3段階等に該当する方は、「介護保険負担限度額認定申請書」、「同意書」、「すべての通帳の写し等（銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と申請日の2ヶ月以内の最終残高の写し）」を提出します。

※配偶者（世帯分離をしている配偶者または内縁関係の者も含む）のすべての通帳の写し等も必要です。

※申請をしなければ利用者負担の軽減は受けられません。

預貯金等に含まれるもの（資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象）

預貯金（普通・定期）

有価証券（株式・国債・地方債・社債など）

金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
投資信託

タンス預金（現金）



(2) 「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。



(3) 認定証を施設等へ提示してください。

認定証を提示すると、食費及び居住費（滞在費）は負担限度額の範囲内での自己負担になります。

（負担限度額の適用は、食費及び居住費（滞在費）に限ります。施設サービス等の利用者負担についてはサービス費の1割を負担します。）

高額介護サービス費の支給について

介護保険のサービス費について、利用者が1ヶ月に支払った利用者負担（1割または2割負担分）が、所得に応じて設定された上限額を超えたときは、超えた分が払い戻し（償還払い）されます（高額介護（予防）サービス費）。

高額介護サービス費の支給対象となる方には、町からの案内により支給申請していただきますが、一度申請すると翌月分からは自動的に支給されます。

★別表2

| 所得区分 | 世帯の上限 |
|--|------------------------|
| 現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる方で、第1号被保険者の収入が単身383万円以上、2人以上世帯520万円以上の方) | 44,400円 |
| 市町村民税課税世帯で上記以外の方（一般世帯） ※平成29年8月より上限額改定 | 44,400円（※） |
| 市町村民税世帯非課税 | 24,600円 |
| (a) 市町村民税世帯非課税で、〔公的年金等収入金額＋合計所得金額〕が80万円以下である場合 | 個人15,000円 |
| (b) 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 | 個人15,000円 |
| (3) ①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 | ①個人15,000円 ②15,000円 |

※1割負担者（年金収入280万円未満）のみの世帯では、3年間に限り、年間の負担総額は見直し前の上限額（446,400円）までとなります。

なお、大阪府内の介護保険施設へ入所している方については、あらかじめ申請することにより、利用者負担の支払いを上限額までとし、差額分は町が施設へ支払う「受領委任払い」の制度があります。

【お問い合わせ】

〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1
豊能町生活福祉部保険課（介護）
TEL 072-739-3421 / FAX 072-739-1980